

○福島市土木工事週休2日確保モデル工事実施要領の運用基準

最終改正 令和7年1月20日

(定義)

第2条第1項第2号関係

- 1 対象期間には、次の各号に掲げる期間は含まないものとする。
 - (1) 準備期間（契約から現場着手日までの期間）
 - (2) 年末年始7日間、夏季休暇4日間
 - (3) 工場製作のみを実施している期間
 - (4) 工事全体を一時中止している期間
 - (5) 工事完成日（工事完成通知書提出日）から契約工期までの期間
 - (6) 次に掲げる事由により、あらかじめ対象外とした期間
 - ア 工程上の制約等により、特定の時期に一部の工程を集中的に作業する必要がある週休2日を適用させることが困難な期間
 - イ 関係機関との協議等が必要であり、その間の現場進捗が見込めない期間
 - ウ 先行工事との調整期間等、他工事との調整が必要であり、その間の現場進捗が見込めない期間
 - エ その他、現場条件等により作業を一時中断する必要がある、その間の現場進捗が見込めない期間

(対象工事)

第3条関係

- 1 業務委託において、福島県土木工事標準積算基準、林野庁森林整備保全事業設計積算要領、農林水産省土地改良工事積算基準の単価、諸経費を適用させて、工事に準じた積算を行ったものについては、本要領を準用できるものとする。
- 2 当面の間は試行期間とし、補正による工事費の影響等を考慮したうえで発注できる工事を対象とする。

(実施方法等)

第4条関係

- 1 発注方式は「発注者指定型」とし、原則として「月単位の4週8休以上」を適用する。
- 2 福島市土木工事週休2日確保モデル工事実施要領対象工事の実施については、別紙1及び次の各号によるものとし、本要領の実施を理由とした工期延長については、福島県積算基準等に基づき工期を設定している場合、すでに4週8休対応の工期となっていることから、延長は認めないものとする。
 - (1) 監督員は、工事期間中において4週8休以上の休日が確保された工程表を施工計画書に添付して提出させ、その工程表において適切に対象期間の設定がされていること及び4週8休以上の休日が確保されていることを確認すること。
 - (2) 監督員は、計画工程の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所日を記載した工程表を提出させ、4週8休以上の休日が確保されていることを確認すること。

- (3) 監督員は、工事現場に「福島市土木工事週休2日確保モデル工事実施要領」の対象工事である旨が明示されていることを確認すること。
- (4) 監督員は、毎月、工事履行報告書に現場閉所の実績を記入した実施工程表を添付して提出させ、施工計画時の工程表に基づき適切に休日が確保されていることを確認すること。
- (5) 監督員は、下請負人を含めた工事現場労働者の休日取得状況について、出勤簿、工事日誌及びCCUSの週休2日達成状況の資料等の工事現場労働者の勤務状況が分かる書類を提出させること。
また、実績報告書として週休2日の達成状況を工事打合せ簿で報告させること。
- (6) 監督員は、実施工程表を精査したうえで、週休2日の達成状況に応じて工事費の補正を行うこと。
- (7) 監督員は、竣工時に週休2日工事達成状況報告書（様式第1号）に現場閉所の実績を記入した実施工程表を添付して契約検査課に提出すること。

（積算方法等）

第5条関係

- 1 当初設計において月単位の4週8休以上の補正をして積算するものとする。
- 2 掲示板の設置費用については、「工事標示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積算するものとする。
- 3 工事費の補正については、次の各号に掲げる方法による。
 - (1) 工事費の補正については、各経費に別表第1、第2の補正係数を乗じるものとする。
ただし、工場製作に要する費用、見積により機材一式の施工単価については、補正の対象としない。
 - (2) 週休2日補正後の市場単価については、別表第3、第4の補正係数を乗じて補正する。
 - (3) 週休2日補正後の標準単価については、別表第5、第6の補正係数を乗じて補正する。
- 4 現場閉所の達成状況を確認し、現場閉所率が月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を通期の4週8休以上に変更し、また、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち当初補正分を減額変更すること。
- 5 労務単価の補正については、次の各号に掲げる方法による。
 - (1) 積算システムにおいて自動的に補正に係らない単価の取扱い
別表第7に示す労務単価コードは、工場製作の労務単価のため、積算システム上で週休2日補正が自動的に行われないプログラムとなっているため、当該労務単価を現場作業で用いる場合は、登録単価（W単価やF単価）において補正後の労務単価を登録し、積算すること。
 - (2) 積算システムにおいて自動的に補正に係る単価の取扱い
別表第7に示す労務単価コード以外は、週休2日補正は自動的に計算されるため、労務単価コードをそのまま入力して、積算すること。

6 機械経費（賃料）を登録単価として計上する場合は、補正後の単価を登録し、積算すること。

7 各補正係数を乗じたあとの週休2日の補正後単価の端数処理については、次の各号に掲げる方法による。

(1) 労務費

労務費の週休2日補正済み単価の端数処理は、小数点以下切り捨てとする。

[計算例（週休2日補正のみの場合）]

$$\begin{aligned} \text{週休2日の補正後単価} &= \text{補正前単価} \times \text{週休2日の補正係数} \\ &= 21,300 \times 1.04 \\ &= 22,152 \quad (\text{小数点以下切り捨て}) \end{aligned}$$

[計算例（冬期歩掛補正後に週休2日補正を行う場合）]

$$\begin{aligned} \text{週休2日の補正後単価} &= \text{補正前単価} \times (1 + \text{冬期歩掛補正率}) \times \text{週休2日の補正係数} \\ &= 21,300 \times (1 + 0.04) \times 1.04 \\ &= 23,038.08 \\ &= 23,038 \quad (\text{小数点以下切り捨て}) \end{aligned}$$

(2) 機械賃料

機械賃料の週休2日補正済み単価の端数処理は、有効3桁止め（4桁目四捨五入）とする。

[計算例]

$$\begin{aligned} \text{週休2日の補正後単価} &= \text{補正前単価} \times \text{週休2日の補正係数} \\ &= 32,900 \times 1.02 \\ &= 33,558 \\ &= 33,600 \quad (\text{有効3桁止め（4桁目四捨五入）}) \end{aligned}$$

(3) 市場単・標準単価

市場単価及び標準単価の週休2日補正済み単価の端数処理は、小数点第3位切り捨て2位止めとする。

なお、市場単価及び標準単価は、施工条件により、加算率・補正係数による割増が適用される場合がある。

加算率・補正係数の種類は工種により異なるが、週休2日の補正と加算率・補正係数による割増を同時に適用する場合は、以下の補正式で単価を算出する。

$$\text{加算率・補正係数} E = (1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } \dots S_x / 100) \times (K_1 \times K_2 \times \dots \times K_x) \\ (\text{小数点第4位四捨五入3位止め})$$

$$\text{加算率・補正係数補正後の単価} = \text{週休2日補正後の市場単価（標準単価）} \times E$$

市場単価及び標準単価の加算率・補正係数補正済み単価の端数処理は、小数点第3位切り捨て2位止めとする。

(対象工事の記載)

第6条関係

- 1 特記仕様書に、福島市土木工事週休2日確保モデル工事实施要領の対象工事である旨、発注方式、当初積算時の補正内容について、下記を参考に記載すること。

【特記仕様書 記載例】

第〇章 週休2日確保モデル工事

↑対象工事とする場合は、を付けること

- 1 本工事は、「福島市土木工事週休2日確保モデル工事实施要領」の対象工事である。

なお、「福島市土木工事週休2日確保モデル工事实施要領」は、福島市ホームページから取得できる。

- 2 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。
- 3 本工事の発注方式は 発注者指定型 である。

週休2日確保モデル工事 (月単位 ・ 通 期)

↑どちらかを選択しを付けること

※ 発注者指定型においては、当初積算時に4週8休以上を確保した場合の補正を行っている。

- 2 設計書表紙及び金抜設計書表紙に、福島市土木工事週休2日確保モデル工事实施要領の対象工事である旨、発注方式、当初積算時の補正内容について、下記を参考に記載すること。

【設計書等表紙 記載例】

- ・ 「福島市土木工事週休2日確保モデル工事实施要領」対象工事（発注者指定型）
週休2日確保モデル工事 (月単位 ・ 通 期)
- ・ 当初積算時に4週8休以上を確保した場合の補正を行っている

(工事成績評定)

第7条関係

- 1 発注者は、受注者が4週8休以上の休日を確保できた場合、第1評定の「5. 創意工夫」「その他」の項目で次のとおり加点評価を行う。
 - ・ 受注者指定型において4週8休以上の休日を確保した。(2点加点)
- 2 発注者指定型において、受注者の責により4週8休以上の休日を確保できなかった場合、第1評定の「2. 施工状況」「II 工程管理」において「d判定」とする。(減点評価)
なお、事業用地の取得・支障物件の移転・他機関協議の遅れや大規模災害の発生等、週休2日未達成の原因が受注者の責によらない場合は減点評価を行わない。
- 3 令和8年3月31日までに起工する工事の減点措置は行わない。

附則

この基準は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この基準は、令和3年10月1日より施行する。

附則

この基準は、令和4年4月1日より施行する。

附則

この基準は、令和5年4月1日より施行する。

附則

この基準は、令和6年2月1日より施行する。

(経過措置)

この基準の規定は、この基準の施行の日（以下「施行日」という。）以降に起工する工事から適用し、施行日以前に起工した工事については、なお従前の例による。

(名称変更)

この運用基準による改正前の福島市土木工事週休2日確保モデル工事実施要領の運用（令和3年4月1日施行）を、この運用基準による改正後の福島市土木工事週休2日確保モデル工事実施要領の運用基準に名称変更する。

附則

この基準は、令和6年7月1日より施行する。

附則

この基準は、令和7年1月20日より施行する。

別表第 1（第 5 条関係） 土木工事における補正係数

| 費目 | 4 週 8 休以上 (月単位) | 4 週 8 休以上 (通期) |
|----------|--------------------|-------------------|
| 労務費 | 1.04 | 1.02 |
| 機械経費（賃料） | 1.02 | 1.02 |
| 共通仮設費率 | 1.03 | 1.02 |
| 現場管理費率 | 1.05 | 1.03 |

別表第 2（第 5 条関係） 農業農村整備事業における補正係数

| 費目 | 4 週 8 休以上 |
|----------|-----------|
| 労務費 | 1.02 |
| 機械経費（賃料） | 1.02 |
| 共通仮設費率 | 1.02 |
| 現場管理費率 | 1.05 |

別表第3（第5条関係） 土木工事における市場単価に乗じる補正係数

| 名称 | 区分 | 補正係数 | |
|-----------------------------|-------|------|------|
| | | 月単位 | 通期 |
| 鉄筋工 | | 1.04 | 1.02 |
| ガス圧接工 | | 1.03 | 1.02 |
| インターロッキングブロック工 | 設置 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.04 | 1.02 |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.01 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.04 | 1.02 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.01 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.04 | 1.02 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.04 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.04 | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.01 | 1.01 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.02 | 1.01 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.01 | 1.00 |
| | 撤去・移設 | 1.03 | 1.02 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.04 | 1.02 |
| 法面工 | | 1.02 | 1.01 |
| 吹付砕工 | | 1.03 | 1.01 |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工） | | 1.03 | 1.02 |
| 道路植栽工 | 植樹 | 1.04 | 1.02 |
| | 剪定 | 1.04 | 1.02 |
| 公園植栽工 | | 1.04 | 1.02 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.02 | 1.01 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.04 | 1.02 |
| 橋面防水工 | | 1.01 | 1.01 |
| 薄層カラー舗装工 | | 1.01 | 1.00 |
| グルーピング工 | | 1.01 | 1.00 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.02 | 1.01 |
| コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工） | | 1.01 | 1.01 |

別表第4（第5条関係） 農業農村整備事業における市場単価に乗じる補正係数

| 名称 | 区分 | 補正係数 |
|------------------|-------|--------|
| | | 4週8休以上 |
| 鉄筋工(太径鉄筋を含む) | | 1.02 |
| 鉄筋工(ガス圧接) | | 1.02 |
| 防護柵設置工(ガードレール) | 設置 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.02 |
| 防護柵設置工(横断・転落防止柵) | 設置 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.02 |
| 防護柵設置工(落石防護柵) | | 1.01 |
| 防護柵設置工(落石防止網) | | 1.01 |
| 防護柵設置工(ガードパイプ) | 設置 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.02 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.00 |
| | 撤去・移設 | 1.02 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.02 |
| 法面工 | | 1.01 |
| 吹付砕工 | | 1.01 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.01 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.01 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.02 |
| 橋面防水工 | | 1.01 |
| 鉄筋挿入工(ロックボルト工) | | 1.03 |

別表第5（第5条関係） 土木工事における標準単価に乗じる補正係数

| 名称 | 区分 | 補正係数 | |
|-------------------------------|-------|-------|-------|
| | | 月単位 | 通 期 |
| 区画線工 | | 1.04● | 1.02● |
| 高視認性区画線工 | | 1.04● | 1.02● |
| 橋梁塗装工 | | 1.03● | 1.01● |
| 構造物とりこわし工 | 機械 | 1.03● | 1.02● |
| | 人力 | 1.04● | 1.02● |
| コンクリートブロック積工 | | 1.04● | 1.02● |
| 排水構造物工 | | 1.04● | 1.02● |
| 鋼製排水溝設置工 | | 1.04 | 1.02 |
| 表面被覆工 （コンクリート保護塗装） | 固定足場 | 1.02 | 1.01 |
| | 高所作業車 | 1.02 | 1.01 |
| 表面含浸工 | 固定足場 | 1.04 | 1.02 |
| | 高所作業車 | 1.04 | 1.02 |
| 連続繊維シート補強工 | 固定足場 | 1.04 | 1.02 |
| | 高所作業車 | 1.04 | 1.02 |
| 剥落防止工（アラミドメッシュ） | 固定足場 | 1.04 | 1.02 |
| | 高所作業車 | 1.04 | 1.02 |
| 漏水対策材設置工 | 固定足場 | 1.04 | 1.02 |
| | 高所作業車 | 1.04 | 1.02 |
| 防草シート設置工 | | 1.03 | 1.01 |
| 紫外線硬化型FRPシート設置工 （ポリエステル樹脂） | 固定足場 | 1.02 | 1.01 |
| | 高所作業車 | 1.01 | 1.01 |
| 塗膜除去工 | | 1.04 | 1.02 |
| バキュームブラスト工 | | 1.01 | 1.01 |
| 道路反射鏡設置工 | 設置 | 1.01 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.04 | 1.02 |
| 仮設防護柵設置工 （仮設ガードレール） | | 1.04 | 1.02 |
| 機械式継手工 | | 1.04 | 1.02 |
| 抵抗板付鋼製杭基礎工 | | 1.03 | 1.02 |
| ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工 | | 1.01 | 1.01 |
| FRP製格子状パネル設置工 | | 1.00 | 1.00 |

| | | | |
|---------------------------|--|------|------|
| 浸食防止用植生マット工 (養生マット工) | | 1.04 | 1.02 |
| 支承金属溶射工 | | 1.04 | 1.02 |
| 耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工 | | 1.03 | 1.02 |

※別表第5の「●」は、積算システムにおいて自動的に補正に係る単価を示す。

別表第6（第5条関係） 農業農村整備事業における標準単価に乗じる補正係数

| 名称 | 区分 | 補正係数 |
|--------------|----|--------|
| | | 4週8休以上 |
| 区画線工 | | 1.02 |
| 排水構造物工 | | 1.02 |
| コンクリートブロック積工 | | 1.02 |
| 構造物とりこわし工 | 機械 | 1.02 |
| | 人力 | 1.02 |
| 橋梁塗装工 | | 1.01 |

別表第7（第5条関係） 積算システムで補正されないコード

| コード | 名称 |
|-------|------------------|
| R0530 | 橋りょう塗装工 |
| R3010 | 機械設備製作工 |
| R3020 | 機械設備据付工 |
| TM601 | 工場製作工数単価（直接労務単価） |
| TM611 | 工場製作工数単価（直接労務単価） |
| TM652 | 船舶製作工 |
| TM653 | 機械設備製作工 |
| TM654 | 機械設備据付工 |